

議がゆへに有利ニ解決スルカト云フ事ニ見へん、私アリ
マシ、私メテ重要ナル只一人ノ人ニ依リテ凡テ解決スル
云フ事ハ極メテ困難ナル、強クも不可成テアル状態ニテ
ルノ事アリマシテ而シテ其ノ場合ニ之亦尙事有カズ
フル事ハ出来ナカワマシラバ当局ハ選定スルト云フノ事
アリマスルカ故ニ当局ノ選定シテ委自ハ労働者ニ背
利ナル結果ニナル事ハナイノ事アリマスガ故ニ二ツ、一は
形式ハ合法、如ク出来テオリマスガ實際ノ行為上
カ言フナラバ非常ニ労働者ノ方ニ不利ニ出来ラる
ノ事アリマス即チ第三者ヲ三人選入ト云フ事ハ其ノ
不可成ナル事トシテ選定セシメ時分ニ労働者ニ不利
アルカ故ニ之ニ反対セラル事ト更ニ第十九条ノ議文

ハ沿革ニ憲法ノ第七七条ト明ニ之ハ置キ棄ヘシムルハソ
レガ故ニ自然世人ハ知リテ死ん事アリマスカラ私ガトク
シテ申上ルん必要ハナイト思ヒマス、今ノ三ツが大体コノ法
以テ起ルん重要ナル欠点アリマス然レバ五、一、三、ハ
正サレシマラバ爭議調停法ニ賛成スルカト云フ決シテ
ナイノ事アリマス、是来労働爭議調停法ト云フモノハ其ノ
ニ於テ労働者側ニ不利ナル条件ヲ備ヘテ居ルモノアリマ
外國ノ経験ヲ見マシテモ労働爭議調停法ニ強制的ニ
後命シ其ノ決議セシメ結果モ又双方ニ強制スルト云フ事
テナレバ結局爭議調停ト云フ事ハ成リテナイノ事
アリマス、即チ労働者ト資力家トノ間ノ争ヒハ絶大ナル権力
ガアワラ双方若シハ一方ヲ仰付ケルノ事ナレバ労働爭議調停